

(鴻巣市)

29条 43条

- ◎:添付が必要な書類 ○:添付が望ましい書類

※:1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要

ただし宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する場合は必要。

1 開発区域(建築物等の敷地)

開発区域は、市街化調整区域内の現に供用されている国道、県道又はこれらの道路と交差又は接続する幅員12m以上の市町村道(国道又は県道と交差又は接続する箇所から12m以上の幅員が連続する区間に限る。)(以下「対象道路」という。))に6m以上接していること。なお、対象道路(高速自動車国道を除く。)に市町村道である側道が存在する場合であって、対象道路の通行車両が当該側道を經由して開発区域に出入り可能な道路構造である場合には、当該側道を対象道路とみなす。

2 予定建築物等(建築物等)

予定建築物等は次のいずれかに該当するものであること。

- (1)ドライブイン(自動車運転者及び同乗者に飲食物を提供し、休憩させるための飲食店等の施設であって宿泊施設を併設しないものをいう。)

- (2)コンビニエンスストア(主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売りする事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行うものをいう。)

3 その他

予定建築物の規模に応じて、複数の大型車(トラック、バス等)を含む適当な台数の駐車場を設けていること。

- ・最低敷地面積(29条)：開発行為をする場合は、200㎡以上(川里地域にあつては、300㎡以上)とする。(市条例第2条但し書きにより適用除外の場合有り。)

・技術基準等: 29条開発許可申請の場合は都市計画法第33条
43条建築許可申請の場合は都市計画法施行令第36条